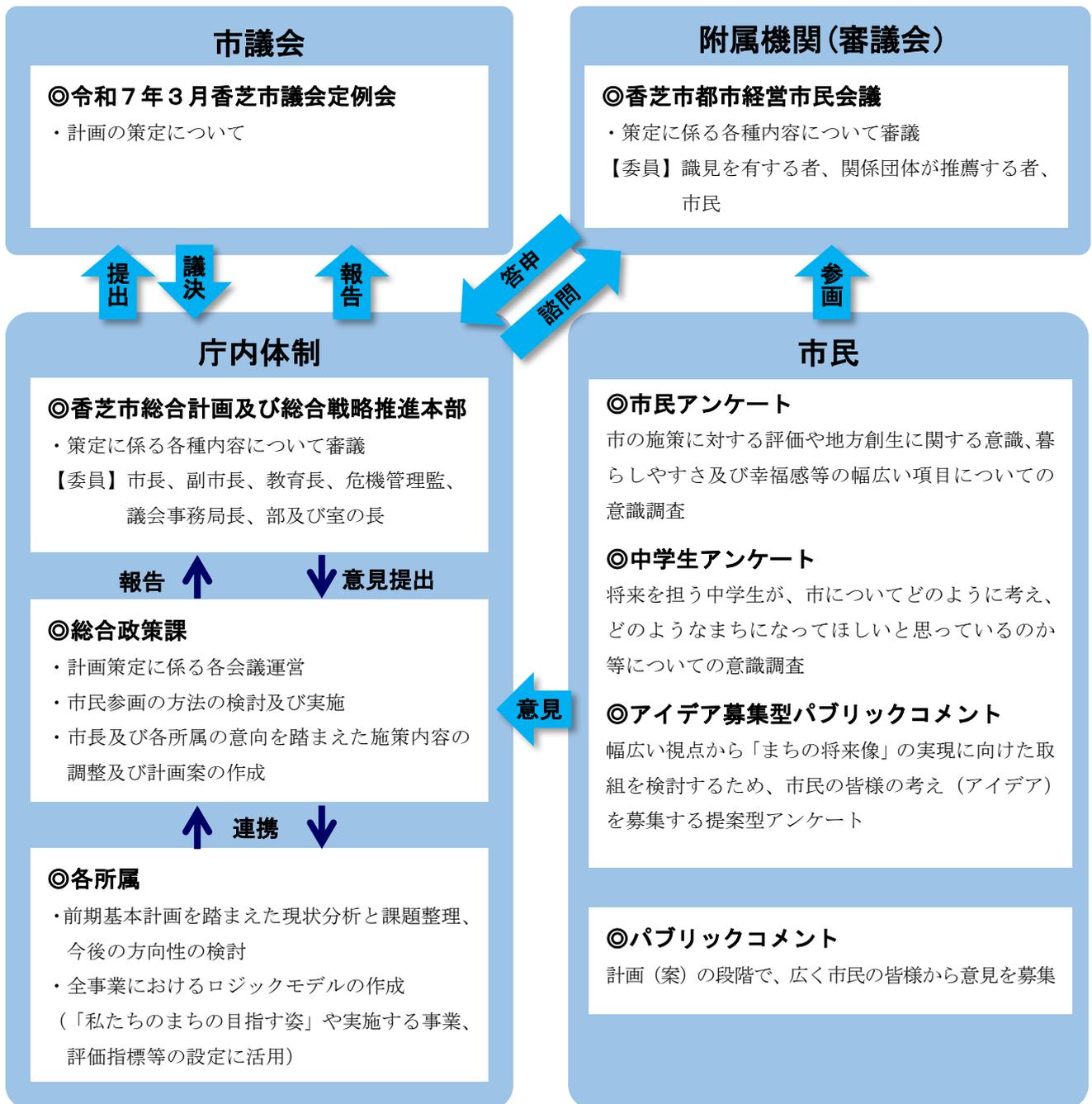


資料編



第1章

策定体制図





第2章

策定経過

| 年 月 | 項目 |
|------------|--|
| 令和6年 5月 | 第1回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（5月10日） ・策定方針及びスケジュールについて |
| | 中学生アンケート（5月22日から6月18日まで） ・まちの現状に対する思い、まちづくりへの意見やアイデア等について 対 象 市内4中学校の2年生及び3年生 回収率 58.1%（回収数 929） |
| | 香芝市議会議員各位への書面報告（5月27日） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定に係る市民アンケートの実施について |
| | 市民アンケート（5月31日から6月16日まで） ・市の施策に対する評価や市民の意識、生活スタイル、幸福度等について 対 象 16歳以上の市民の方2,000人（住民基本台帳より無作為抽出） 回収率 42.3%（回収数 845） |
| 6月 | ロジックモデル作成支援に関する職員研修（6月18日） ・EBPMとロジックモデルについて ・ロジカルシンキングについて |
| 7月 | 先行所管課（3課）におけるロジックモデル作成（6月24日） ※ロジックモデル作成に関する職員説明会（8月5日）において、事例として紹介することを想定し、先行して実施した。 |
| | アイデア募集型パブリックコメント（7月17日から8月14日まで） ・まちを良くする考え（アイデア）やその実現に向けた取組について |
| 8月 | ロジックモデル作成に関する職員説明会（8月5日） ・先行所管課（3課）のロジックモデルの紹介及び解説について ・ロジックモデル作成のポイントについて |
| | 第1回香芝市都市経営市民会議（8月5日） ・諮問事項について ・策定方針及びスケジュールについて ・第五次香芝市総合計画前期基本計画の振り返りについて ・市民アンケート等の実施について ・地域幸福度指標について |
| | RESAS（地域経済分析システム）に関する職員研修（8月6日） ・RESASの操作について ・データ利活用について |
| | 所管課（30課）におけるロジックモデル作成及び総合政策課との意見交換の実施（8月6日から9月11日まで） ※全事業のロジックモデルを作成し、「私たちのまちの目指す姿」や実施する事業、評価指標等の設定に活用した。 |

| | |
|------------|--|
| 10月 | 第2回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（10月11日） <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況について ・人口ビジョンについて ・市民アンケート及び中学生アンケート等の結果報告について ・ロジックモデルシートについて ・「施策の目指す姿」及び事務事業について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画のレイアウトについて |
| | 第2回香芝市都市経営市民会議（10月18日） <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況について ・人口ビジョンについて ・市民アンケート及び中学生アンケート等の結果報告について ・ロジックモデルシートについて ・「施策の目指す姿」及び事務事業について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画のレイアウトについて |
| 12月 | 第3回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（12月18日） <ul style="list-style-type: none"> ・第五次香芝市総合計画中期基本計画における主な変更点について ・人口ビジョン（案）について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画（案）について ・第三期香芝市創生総合戦略（案）について ・第2回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について |
| | 香芝市議会議員各位への書面報告（12月20日） <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施について |
| | 第3回香芝市都市経営市民会議（12月23日） <ul style="list-style-type: none"> ・第五次香芝市総合計画中期基本計画における主な変更点について ・人口ビジョン（案）について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画（案）について ・第三期香芝市創生総合戦略（案）について ・第2回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について |
| | 意見公募（パブリックコメント）実施（12月26日から1月14日まで） <ul style="list-style-type: none"> ・第五次香芝市総合計画中期基本計画（案） 意見提出人数 1名、意見件数 延べ12件 |
| 令和7年 2月 | 第4回香芝市都市経営市民会議（2月3日） <ul style="list-style-type: none"> ・第五次香芝市総合計画中期基本計画の最終案について ・パブリックコメント実施結果について ・第3回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について |
| | 第4回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（2月7日） <ul style="list-style-type: none"> ・第五次香芝市総合計画中期基本計画の最終案について ・パブリックコメント実施結果について ・第3回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について |
| | 香芝市都市経営市民会議から答申書提出（2月14日） |
| 3月 | 令和7年3月香芝市議会定例会（3月7日） <ul style="list-style-type: none"> ・議案「計画の策定について」の可決 |
| | 第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定 |

■答申（基本計画）

令和7年 2月14日

香芝市長 三橋 和史 様

香芝市都市経営市民会議

会長 中川 幾郎

答 申 書

令和6年8月5日付け香企第44号にて諮問のあった「第5次香芝市総合計画（「中期基本計画」及び「(仮)香芝市デジタル田園都市構想総合戦略」）の策定について」について、慎重に審議を重ねた結果、別添の案について適当であるとの結論を得たので答申します。

なお、基本計画の推進に当たっては、下記の点に留意されますよう要望します。

記

- 1 「住民自治」の実現に向けた具体的な取組として各施策で示される「生活の中でみんなが取り組むべきこと」について、主体的に実践されるよう、総合計画で目指すことを住民（市民、地域団体、事業者等）に対して、分かりやすく周知すること。
- 2 事業の直接的な結果のみならず、施策の成果としての「住民の心の豊かさ」を多面的な視点から評価することを重視し、住民の幸福度の向上につながるよう、事業の実施手法の改善や転換に努めること。
- 3 経験や過去の実績に捉われず、今後の人口減少や少子高齢化による地域の諸問題に対して課題意識を持って、施策の推進に取り組むこと。

また、総合計画に基づく計画行政の推進に当たっては、社会環境や経済情勢の変化、行政評価等を踏まえて、計画途中においても必要な見直しを行うなど、柔軟に対応すること。

以 上



関係条例等

■香芝市附属機関設置条例（抄）

平成25年3月18日

条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 別表第1に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第2に定めるところにより、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関を設置する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

（その他）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 （略）

別表第1（第2条、第3条関係）

市長の附属機関

| 名称 | 担任する事項 | 委員の定数 | 委員の選任基準 | 委員の任期 |
|-----------------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|
| 香芝市都市経営 市民会議 | 総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項 | 15人以内 | 識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 | 審査期間 |

別表第2（第2条、第3条関係） （略）

■委員名簿

(50音順・敬称略)

| 氏名 | 所属及び役職 |
|---------|-----------------------|
| 沖本 可奈 | まちづくりパートナー（商工会女性部 部長） |
| 加藤 博一 | 奈良先端科学技術大学院大学 副学長 |
| 出川 裕崇 | 香芝市民幼保連盟 副会長 |
| ◎ 中川 幾郎 | 帝塚山大学 名誉教授 |
| 永渕 泰一郎 | 畿央大学 准教授 |
| 縄田 多賀司 | 農業委員会 会長 |
| 萩原 雅也 | 大阪樟蔭女子大学 名誉教授 |
| 平井 太一 | 南都銀行 香芝支店長 |
| 船木 克容 | 自治連合会 会長 |
| ○ 吉村 孝勝 | 香芝市商工会 会長 |

※◎は会長、○は副会長を示す。

※所属及び役職は委員委嘱当時のもの。

■香芝市総合計画及び総合戦略推進本部設置要綱

令和2年1月28日

要綱・通知

(設置)

第1条 香芝市総合計画(以下「総合計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に当たり、全庁的に取り組むため、香芝市総合計画及び総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 各施策の推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)第1条に規定する部及び室の長
- (2) 香芝市行政組織条例第3条に規定する危機管理監
- (3) 議会事務局長
- (4) 香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則(平成19年教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する部長
- (5) 上下水道部長(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市行政の総合企画に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

2 (略)

■香芝市議会の議決すべき事件を定める条例

令和3年9月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について必要な事項を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止に関すること。
- (2) 市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向(法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。)又は執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のものの策定、変更又は廃止に関すること。

(議決事項)

第3条 前条第1号に係る議決事件は、総合計画基本構想及び基本計画とする。

2 前条第2号に係る議決事件は、次のとおりとする。

- (1) 計画の基本理念、基本方針及び執行計画その他基本となる事項
- (2) 計画の実施に係る政策及び施策(執行計画を含む。)並びにこれらの目標に関する事項
- (3) 計画の期間に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (略)



用語解説

あ行

アクセシビリティ

「近づきやすさ」や「利用しやすさ」と訳される英単語で、ICTの分野では機器やソフトウェア、システム及び情報などが、年齢や身体の状態、能力の違い等によらず、誰でも同じように利用できること。

預かり保育

幼稚園や認定こども園等を利用している在園児を対象として、保護者の何らかの理由により、教育時間の後や長期休業日に預けられる制度のこと。

いきいき百歳体操

高知市で開発された介護予防体操のこと。地域の身近な集会所などでDVDを見ながらおもろいを使い座って行う。体操時間は約40分で、生活に必要な筋力を鍛え、けがや転倒の予防をしながら地域づくりを目指すもの。

一時預かり

就労や疾病、家族の看護、冠婚葬祭への出席、育児等に伴う心理的もしくは身体的負担の解消など、保護者の家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育所等に子どもを預けられる制度のこと。

インバウンド

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

延長保育

保育所等において、仕事の事情等でやむを得ず規定の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度のこと。

応需率

救急車受入れ要請のうち、受入れができた割合のこと。

オープンデータ

市民や企業等が利活用しやすいように、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下、無償で公開されている地方公共団体等が保有する公共データのこと。

屋外広告物

屋外で常時又は一定期間継続して公衆に対して表示される、はり紙、はり札、ポスター、立看板、広告板、広告塔などのこと。

親亡き後問題

障害者の保護者等が亡くなった後に生じる、残された障害者の生活支援や財産管理といった生活に関する様々な問題のこと。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収し、再放出することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがこれに当たる。

か行

街区公園

自宅から徒歩で訪れることを想定した、比較的規模の小さい公園のこと。「街区公園」「近隣公園」「地区公園」の順で規模が大きくなっていく。

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

香芝ウォーク

香芝の歴史ある文化財や美しい自然を巡り、香芝の魅力を堪能できるウォーク（歩く）イベントのこと。

かしばアート w e e e e e k

美術展覧会やコンサート、手づくりアート体験など、大人から子どもまで楽しめるアートイベントが期間中に集結する香芝市総合芸術イベントのこと。

| | |
|--------------------------------|--|
| 課税客体 | 課税の対象となる物や行為、事実等のこと。課税客体を何にするかは、個々の租税法によって定められている。 |
| 換価 | 差し押さえた財産を強制的に金銭に換えること。 |
| 管渠 <small>きよ</small> | 地中に埋設した水道の排水、取水管（上水管、下水管）及びその側溝のこと。 |
| 関係人口 | その地域に居住してはいないものの、その地域や地域の人々と、多様な関わりを継続的に持つ人々のこと。 |
| 管路施設 | 家庭や工場等から排出される下水（汚水や雨水）を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで運ぶ施設及び設備の総称のこと。管渠 <small>きよ</small> 、マンホール、雨水吐、取付管等がある。 |
| キャッシュレス決済 | 紙幣、硬貨といった現金（キャッシュ）ではなく、クレジットカードや電子マネー、コード決済等による電子的な手段を用いて、支払い又は受取を行う決済方法のこと。 |
| 狭あい道路 | 幅員が狭い道路のこと。道路を拡幅する事業においては、主に幅員4m未満の道路を指す。 |
| 供用 | 多くの人の使用のために提供すること。使用に充てること。 |
| 刑法犯 | 殺人、強盗、放火、暴行、傷害、窃盗、詐欺などの犯罪のこと。交通事故（業務上過失致死傷、危険運転致死傷等）は含まない。 |
| ゲートキーパー | 死にたいほどの悩みを抱えた人に気付き、話を聴き、適切な相談機関につなぎ、見守る人のこと。 |
| 健康寿命 | 心身共に健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。 |
| 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされている。 |
| 交流人口 | 通勤・通学、買物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光、レジャー等、様々な目的で、地域外からある地域を訪れる人々又はその人数のこと。その地域に住んでいる人々である定住人口の対となる考え方。 |
| 国土強靱化 | 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国をつくること。 |
| こども家庭センター | 全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを切れ目なく支援し、様々な相談に応じるために設置された、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を一体化した機関のこと。 |
| こども家庭ソーシャルワーカー | 児童福祉法に基づく認定資格の名称で、ソーシャルワークの基礎とこども家庭福祉分野の両方の分野について専門性を備えた人材であることを表すもの。 |
| 子ども・子育て支援新制度 | 平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度として、平成27年（2015年）4月にスタートした。 |
| コミュニティ協議会 | 学校を核として、幅広い地域住民や企業、団体などの参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるために設置される協議会のこと。 |

コミュニティ・スクール

学校、保護者及び地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。「学校運営協議会制度」ともいう。

さ行

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使うことができるエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられる。利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない特徴を持つ。

産婦人科一次救急医療体制

安心して妊娠及び出産ができるように、休日又は夜間の救急時に受診できる産婦人科の医療機関の輪番体制のこと。

シームレスな子育てサポート

切れ目なく子育て支援を行うこと。「シームレス」は、継ぎ目がないことを意味し、全体的にスムーズにつながっていることを指す。

シェアサイクル

一定のエリア内に、複数配置された自転車の貸出及び返却拠点（シェアサイクルポートという。）を活用して、自転車を自由に貸出又は返却できる移動手段のこと。

ジェンダー平等

ジェンダー（社会的・文化的につくられる性差）にかかわらず、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚及び連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防又は軽減するための活動を行う組織のこと。

自主防犯組織

防犯の視点から安全なまちづくりに資する活動に取り組むため、地域住民により自発的に結成された組織のこと。

施設の長寿命化

老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるために、物理的な不具合について修繕するだけでなく、改修により建物の機能や性能を現在求められている水準まで引き上げること。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。通常は3か年の平均で示される。

指定管理者制度

民間事業者等の有するノウハウの活用による魅力向上と経費削減等のため、地方公共団体が設置する公の施設の管理及び運営を、地方公共団体が指定する「法人その他の団体（株式会社を始めとした営利企業、財団法人、NPO法人等）」に行わせる制度のこと。

受益者負担

公共施設の整備や公的サービスの提供に係る費用の一部又は全部を実際にサービスを利用する市民が負担をするという考え方のこと。

受動喫煙

他人が吸うタバコの煙や吐き出された煙を吸わされてしまうこと。

小1プロブレム

小学校へ入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に落ち着かない等、学校の生活になかなか馴染めない状態が数箇月継続する状態のこと。

小規模保育施設

「子ども・子育て支援新制度」によって、待機児童を解消するために認められた、新しい認可保育所の事業形態の1つ。定員が6人から19人以下で0歳児から2歳児までを対象に、きめ細やかな保育活動を行う認可施設のこと。

消滅時効

一定期間行使されない権利を消滅させる制度のこと。当計画でいう消滅時効とは、主に市税等に係る債権が時効により消滅することを示す。

浸水常襲地域

「57水害」とも呼ばれる昭和57年（1982年）8月の「大和川大水害」より後に、浸水被害が3回以上発生した箇所について、河川や水路を改良して被害低減を図るために奈良県で指定した区域のこと。

| | |
|--------------------|---|
| 森林経営管理制度 | 手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）する制度のこと。 |
| ステークホルダー | 企業、行政、NPO等の組織が行う活動によって、直接的又は間接的に利害関係を有する者のこと。 |
| ストックマネジメント | 施設や構築物の持続可能な活用を図るため、施設等の状況を客観的に把握、評価し、中長期的に予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 失業や求職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている者（生活困窮者）に対して、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の「自立の促進」を図ることを目的とした制度のこと。 |
| 生殖補助医療 | 不妊症に対処するための体外受精や顕微受精など、近年発達した医療技術を用いた処置のこと。 |

た行

| | |
|--------------------|---|
| 待機児童 | 保育所や認定こども園等の保育施設への利用申請をしたが、入所できなかった児童のこと。なお、保育所等の待機児童については、こども家庭庁の基準があり、特定の保育所等のみを希望しているなど、条件付きで申請を行っている児童等は待機児童に含まれない。 |
| 多文化共生 | 文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方のこと。 |
| 地域医療 | 地域の医療機関が役割の分化と連携を進め、それぞれの医療機関が有する機能を有効に活用することにより、患者が地域で継続性のある適切な医療を受けることができるシステムのこと。 |
| 地域学校協働活動推進員 | 教育委員会の施策に協力して、地域住民やその他の関係者と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民に対する助言や援助を行う人のこと。 |
| 地域共生社会 | 制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。 |
| 地域子育て支援拠点 | 保護者が安心して子育てができるよう、子育てについての相談や助言、情報提供等を行うとともに、乳幼児及びその保護者同士が交流できる場所として設置する拠点のこと。 |
| 地域包括支援センター | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行うことを目的とした機関のこと。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置され、チームで活動し地域住民と連携して地域のネットワークを構築する。 |
| 地域防災力 | 住民一人一人が行う防災活動（自助）、自主防災組織等が行う防災活動（共助）、地方公共団体等が行う防災活動（公助）の適切な役割分担及び連携協力によって確保される地域の総合的な防災の体制及びその能力のこと。 |
| 地産地消 | 主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費する取組のこと。 |
| チャットボット | “chat”（おしゃべり）と“robot”（ロボット）をつないだ造語。短い文字メッセージをリアルタイムに交換することのできるシステム上で、人間が入力するテキストや音声に対して自動応答し、擬似的に会話することができるソフトウェアのこと。 |

中1ギャップ

小学校から中学校への進学において、学習指導面、生徒指導面、教職員や上級生との人間関係の違い等を背景として、学校生活に不適応を起こすこと。

デジタルデバイド

スマートフォンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる方と使いこなせない方との間に生じる社会的な格差のこと。

デマンド交通

定時運行するバスや電車とは異なり、利用者の希望に基づき、予約により指定された時間に指定された場所まで送迎すること(本市では自宅付近と約280か所の共通乗降場所での送迎)。また、個人利用のタクシーとは異なり、予約状況に応じて乗合で送迎する。

特殊詐欺等

犯人が電話やはがき(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪などのこと。また近年では、SNSやインターネット掲示板等において、「匿名・流動型犯罪(トクリュウ)」といった詐欺や強盗等の犯罪とのつながりもある。

都市計画道路

都市の発展の方向など長期的なまちづくりの視点から一体的に計画し、都市計画法に基づいて決定された道路のこと。

都市経営市民会議

本市の附属機関の一つ。総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項について審議を行う会議のこと。

な行

ニート

Not in Education, Employment or Training の略。元々はイギリスの労働政策において出てきた用語で、日本では15歳から34歳までの非労働力人口(仕事をしていない、失業者として、求職活動を行っていない者)のうち、通学も家事も行っていない者(若年無業者)を指す。

二次救急輪番体制

地域内の病院群が連携して、輪番制により、休日又は夜間などにおける手術や入院が必要な救急患者の診察を受け入れる体制のこと。

ニュースポーツ

年齢や体力にかかわらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツのこと。勝敗よりもスポーツを楽しむことを重視して、体力向上や地域交流の手段として用いられる。

認定こども園

幼保一元化の具体策として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)と、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備えた施設のこと。

は行

ハザードマップ

自然災害による人的被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所の位置などを表示した地図のこと。本市では「香芝市総合防災マップ」を配布している。

バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。具体的には、車いすでも通ることができるよう道路や通路の幅を広げたり、段差を解消したりすることをいう。また、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁や情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方としても使われる。

パリ協定

平成27年(2015年)にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で合意された協定のこと。令和2年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが採択された。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。平成25年(2013年)6月の災害対策基本法の一部改正で、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けること等が規定された。

病児保育

子どもが発熱等の急な病気や病気の回復期の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所、認定こども園等において一時的に保育する制度のこと。

ブックトーク

設定したテーマに沿って、複数の図書に関連付けて紹介する手法。聞き手の読書意欲をかき立て、図書の利用促進につなげる目的で行う。

ヘイトスピーチ

特定の人種、国籍、性別、宗教などであることのみを理由に、誹謗中傷したり、危害を加えようとしたりする等の一方的な内容の言動のこと。

ま行

マンホールポンプ

下水道管を流れている下水を地表付近まで汲み上げ、再び浅い位置から自然流下させるためのポンプ設備のこと。平地部等の長い距離で下水を運ばなければならず、自然流下が難しい箇所に設置される。

モビリティマネジメント

地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。一人一人の住民や職場組織等に働き掛け、自発的な行動の転換を促していくコミュニケーション施策を中心に考える点が大きな特徴である。

や行

遊休農地

かつて農地だったものの現在は農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地及び農地ではあるものの周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地のこと。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする者のこと。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うため児童福祉法で定められたサポートネットワークのこと。

ら行

立地適正化計画

人口減少や少子高齢化を背景として、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の適正な立地と誘導により、持続可能なまちづくりを目指す包括的な計画のこと。

レジリエント

困難で脅威を与える状況にも、うまく適応し、回復する過程や能力及び適応の結果のこと。

レファレンス協同データベース

国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築するレファレンス(調べものの相談)データを集めたデータベース。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和のこと。一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、実現できる社会を目指す考え方をいう。

アルファベット・数字

3R

Reduce (リデュース: 廃棄物を減らすこと)、Reuse (リユース: 再使用)、Recycle (リサイクル: 再資源化) という、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字を取ったもの。

3年保育

幼稚園等に通う期間が3歳児から就学までの3年間であること。なお、本市公立施設では、3年保育を実施している園が5園、4歳児から入園する2年保育を実施している園が2園ある。

8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題のこと。主に80代の親が50代のひきこもりとなった子どもを養っている状態を指し、生活困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

AED

Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の略。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) において、心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器をいう。

AI

Artificial Intelligence の略。学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピューターで実現する技術のことで、人工知能ともいう。

DV

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などもある。

DX

Digital Transformation の略。「デジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念を指す。

ICT

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーション技術のこと。単なる情報処理にとどまらず、インターネットのような通信技術を利用した情報や知識を共有することを指し、IT (Information Technology) に代わる言葉として使われる。国際的にはICTが広く使われる。

JIS

Japanese Industrial Standards (日本産業規格) の略。日本の産業製品に関する規格や測定法等が定められた日本の国家規格のこと。産業製品生産に関するものから、情報処理、サービスに関する規格等がある。

KASHIBA+ (かしば ぷらす)

香芝市が保有する地域資源の付加価値を高め、それを全国に発信するため、平成27年(2015年)11月に香芝市商工会が中心となって創設した地域ブランド。①工業・工芸品部門、②食品部門、③無形部門から構成される。

第五次香芝市総合計画 中期基本計画

令和7年（2025年）3月

発行：香芝市

編集：香芝市市長公室総合政策課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

TEL：0745-44-3325

URL：<https://www.city.kashiba.lg.jp>

